

第 3 期岡山県国民健康保険運営方針（素案）
について

第3期岡山県国民健康保険運営方針の素案について

現行の運営方針の対象期間が令和5年度までであることから、次期期間の運営方針策定を行う。

1 次期運営方針の期間

令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間

2 策定のポイント

策定に当たっては、現況データや取組内容の時点修正のほか、国の策定要領を踏まえ、主に次の内容について、市町村と協議を行いながら素案としてまとめた。（一部更新中）

○対象期間

・6年計画である医療費適正化計画や保健医療計画等との整合性を図るため、現行の3年を6年に改める。

○保険料（税）水準の統一

・将来的に統一を目指すこととしている保険料水準について、新たに統一の定義や統一に向けた検討の組織体制について記載するほか、これまで市町村と協議を重ねてきた内容を踏まえた統一に向けた基本的な考え方を記載する。

○医療費適正化の取組

・持続可能な国保運営を図る上で、保険者による予防・健康づくり等の推進が重要であることから、医療費適正化計画との整合性を踏まえ、県と市町村が一体となって、医療費適正化の取組を進める。

○法定外繰入の発生防止

・市町村が行っている決算補填目的の法定外繰入は、令和6年度に解消される見込みであり、今後、新たな法定外繰入が生じないように連携会議の場等を活用し、情報共有・周知を行う。

○事務の標準化・広域化

・住民サービス等に大きな差が生じないように、事務の標準化・広域化により住民サービスの向上に努める。

○財政安定化基金の財政調整機能

・医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、決算剰余金の一部を「財政調整事業分」として積み立てることとし、納付金の著しい上昇の抑制や安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に取り崩し、県国保特計に繰り入れることとする。

3 今後の予定

令和5年11月～12月

令和6年2月

3月

パブリックコメント

国保運営協議会（審議・答申）

第3期運営方針策定・公表

市町村法定意見聴取の結果について

番号	該当箇所		意見、修正案等	市町村	回答
	章	項目			
1	第2章	第3節「赤字削減・解消の取組、目標年次等」	法定外の一般会計繰入について、策定要領には記載する事項として「・都道府県全体としての、法定外繰入の解消目標予定年度」を記載することとなっているが、記載がない。	井原市	一律の年度の記載はありませんが、第3節3において、県赤字削減・解消計画（原則6年以内）を策定すると記載しています。
2	第3章	第2節「保険料（税）水準の統一」	国の都道府県国民健康保険運営方針策定要領では、「統一に向けた検討の組織体制やスケジュールに関する事項」の記載を求められていることから、ある程度のスケジュール感を示す必要がある。第3期運営方針は3年毎に取組の状況を把握・分析、評価を行うこととしていることから、まずは令和8年度までに保険料水準の在り方について結論を得るなど記載してはどうか。	玉野市	法令で統一の期限が定められていないことや、現時点において、水準統一に慎重な市町村があることなどから、保険料水準の在り方について、結論を出す目標年次の記載までは考えていませんが、市町村間で合意できた場合は、統一が可能である旨の記載としています。
3	第3章	第3節「納付金の算定方法」	現在、 $\alpha = 0$ の移行について検討している段階であるが、令和12年までが対象である運営方針において、将来の移行可能性について記載をしたほうがよいのではないかと。	津山市 総社市	御指摘を受け、「 $\alpha = 1$ を基本とします。」の後に、「 <u>なお、保険料（税）水準の統一についての検討過程において、市町村間で合意できた場合は、$\alpha = 1$以外を設定することも可能とします。</u> 」と補足します。
4	第4章	第2節「収納対策」	収納のレジェンドが抜けて、収納率が激減してしまうことのないよう、後続く職員の人材育成を図るため、しっかりとした研修体制を確立し、きめ細やかな指導を行っていくことが必要と考える。	笠岡市	御指摘を受け、第2節2（2）の「 <u>収納率向上に資する研修を実施します。</u> 」を「 <u>収納率向上及び持続的な収納対策の強化に資する研修を実施するほか、必要な助言等を行います。</u> 」とします。
5	第6章	第2節「医療費適正化に向けた取組」 3 後発医薬品の使用促進に向けた取組	後発医薬品の使用促進について、単独市町村で県内の医療機関等に働きかけることは難しい。また、保険証の更新時にジェネリックお願いシールを配っているが、今後マイナ保険証になれば啓発の機会が無くなる。そこで、保険者協議会等を通じて医師会や薬剤師会へ協力依頼を行うなど、積極的な関与をお願いしたい。	矢掛町	「 <u>保険者協議会と連携し、医師会等に後発医薬品の使用促進に向けた協力依頼を行います。</u> 」を追記します。なお、保険者協議会では、令和4年度に医師会及び薬剤師会、歯科医師会に対し、後発医薬品の更なる使用促進に向けた協力依頼を行っています。また、県医薬安全課では、毎年、「後発医薬品の安心使用のための協議会」を開催し、医師会及び薬剤師会、歯科医師会への後発医薬品使用の普及啓発を行っています。

※誤植、字句の修正に係る意見は除く（対応済）

保険料水準の統一に係る運営方針(素案)記載の考え方等について

運営方針への記載事項 (国の策定要領)	運営方針 (素案)	記載の考え方等
①統一に向けた基本的な考え方	記載する	<ul style="list-style-type: none"> ・国保運営協議会等で次のとおり提示しており、当該内容を記載する。 <u>「将来的には、統一を目指していくこととし、(中略)その過程において、市町村で合意できた国民健康保険事業等については、順次、共通の取扱いとすることとします。」</u>
②統一の定義に関する事項	記載する	<ul style="list-style-type: none"> ・国保運営協議会等で次のとおり提示しており、当該内容を記載する。 <u>「県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とすること」</u> ⇒完全統一(目指す形)
③統一の目標年度に関する事項	記載しない	<ul style="list-style-type: none"> ・連携会議での協議等を踏まえ、<u>目標年度は記載しないこととする。</u> ・保険者努力支援制度において、<u>新たな評価指標として統一の目標年度等が追加されたため、対応を行う必要がある。</u> 【指標】完全統一又は各市町村の医療費水準を反映させずに納付金算定を行うこと(目標年度について、市町村と合意していること等) 【対応】現在、県と市町村で勉強会を開催し、各市町村の医療費水準を反映させずに納付金算定を行うこと(いわゆる「$\alpha=0$」)について、検討を行っている。 ※現行は、各市町村の医療費水準を反映させて納付金算定を行っている。(いわゆる「$\alpha=1$」)
④統一に向けた検討の組織体制やスケジュールに関する事項	記載する (一部)	<ul style="list-style-type: none"> ・統一に向けた検討の組織体制 現在、「財務・事務」「保険料(税)」「保健事業・医療費適正化」の保険料水準の統一に係るワーキンググループ(県・市町村・国保連)を設置しており、<u>当該内容を記載する。</u> ・統一に向けた検討のスケジュール 連携会議での協議等を踏まえ、<u>記載しない。</u>

(参考) 県が設置する国保関係基金

国民健康保険事業に係る基金

国保法に基く基金
〔財政安定化基金〕

本体基金
(国保法第81条の2)

--- 財政調整事業
(国保法第81条の2
第4項)

特例基金
(国保法附則第25条)

県が独自に設置する基金
(地方自治法第232条の2ただし書、
第241条第1項)

〔国民健康保険保険者機能強化基金〕

収納不足市町村（基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する市町村）に対する資金の貸付・交付及び県の財政収支に不均衡が生じる場合の取崩に充てる。

【保険給付増や保険料収納不足への対応】

《基金規模》 約28.1億円

国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るための繰入に充てる。

【納付金の年度間のばらつきや医療費変動等への対応】

平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間、市町村に対する改正法の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てる。

【激変緩和への対応】

《基金規模》 約4.2億円

保険者努力支援制度のフロー分として活用する費用に充てる。【保険者努力支援制度財源対応】

《基金規模》 約7億円

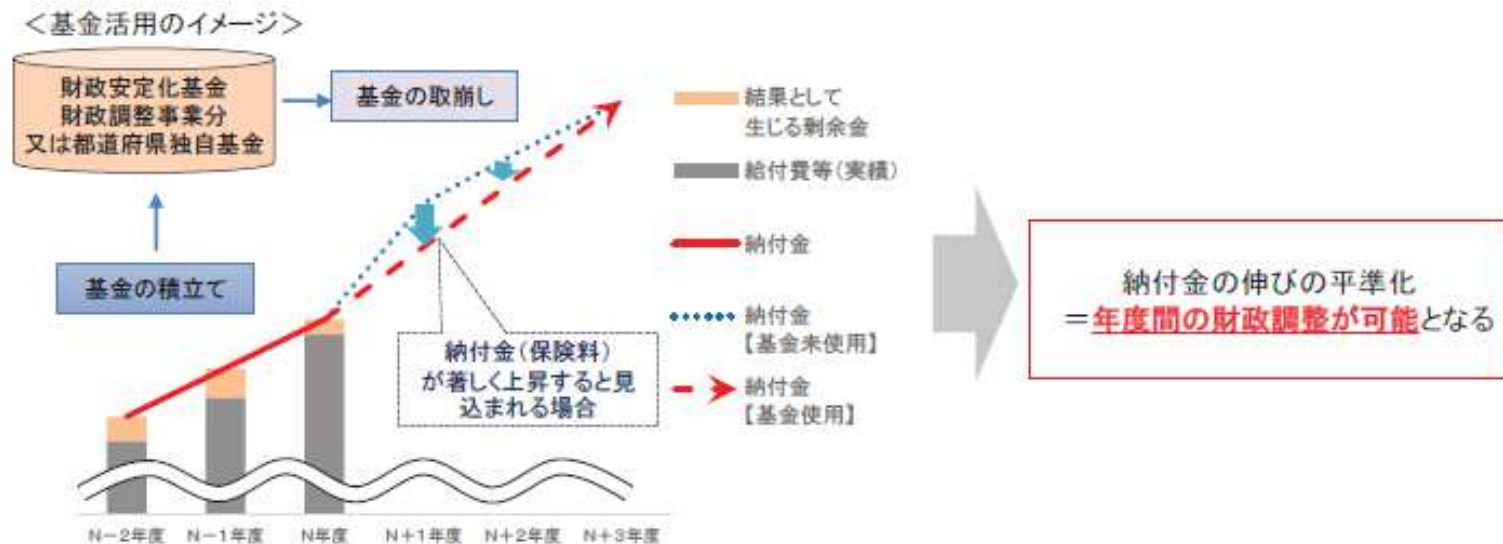
・都道府県は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けることができる。

【保険者機能強化への対応が目的】

《基金規模》 約1.6億円

財政安定化基金等の活用について

- 国保の財政運営においては、医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等により、納付金額が短期間で著しく変動し、市町村が計画的に保険料を設定することが困難なケースも想定される。
 - こうした医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、都道府県の国保特別会計において決算剰余金等の留保財源が生じた場合には、市町村と協議の上、その一部を基金(財政安定化基金(財政調整事業分)又は都道府県が独自に設立する基金)に積み立てることも考えられる。
- ※ 例えば、保険者努力支援交付金(都道府県分)が前年度よりも増加した場合、その一部を納付金の軽減財源とはせずに、年度内に保険給付費等交付金として交付することにより、結果として生じた決算剰余金を翌年度以降に基金に積み立てることも考えられる。
- 当該基金の活用により、年度内の給付増への対応に加え、年度間の財政調整(納付金の伸びの平準化)が可能となり、財政運営の更なる安定化が期待される。



第3期岡山県国民健康保険運営方針策定に係るスケジュール

参 考

<p>令和4年度</p> <p>1月</p> <p>2月</p>	<p>連携会議・WG</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見直しに向けた協議・検討 ・ 令和4年度 of 取組状況のまとめ、運営方針の検証の実施 <p>第2回運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度 of 取組状況の報告・検証 ・ 改定のポイントの審議
<p>令和5年度</p> <p>4～11月</p> <p>6月</p> <p>8月24日</p> <p>9月～10月</p> <p>11月16日</p> <p>11月～12月</p> <p>2月8日</p> <p>3月</p>	<p>素案作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携会議での検討のほか、随時、WGでの協議や意見照会を行い、作成 <p>【国】「国保運営方針策定要領」の改定</p> <p>第1回県運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案の審議 <p>市町村法定意見聴取</p> <p>第2回県運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案の諮問・審議 <p>パブリックコメント</p> <p>第3回県運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定案の審議・答申 <p>第3期国保運営方針の決定・公表</p>
<p>令和6年度</p> <p>4月～</p>	<p>第3期国保運営方針 対象期間</p>

※このスケジュール案は、今後の協議・検討の状況により変更する可能性があります。